

令和7年7月30日

受験者 各位

群馬大学特別支援教育特別専攻科

入試における不正行為の取扱いについて

2026（令和8）年度群馬大学特別支援教育特別専攻科入学試験（11月26日（水）実施）に関する注意事項をお知らせします。

以下のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、受験資格を失うことになります。

また、悪質と判断された場合は、警察に被害届を提出する場合があります。

- (1) 写真票に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入する場合
- (2) カンニング（試験に関係するメモやコピーなどを見たりすること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- (3) 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
- (4) 配付された問題冊子や解答用紙を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- (5) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- (6) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり、使用すること。
- (7) 「解答やめ。」の指示に従わず、解答を続けること。
- (8) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為や監督者等の指示に従わないこと。
- (9) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。